

パブリックコメント意見募集
※意見提出用紙も添付しています

無料配布用(ご自由にお持ち帰りください)

河内長野市第6期障がい福祉計画 河内長野市第2期障がい児福祉計画

概要版【案】

令和3年3月

河内長野市

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 福祉部 障がい福祉課

0721-53-1111

第1章 計画の策定にあたって

●計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「河内長野市障がい福祉計画」を策定して以降、5期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

このたび「河内長野市第5期障がい福祉計画」及び「河内長野市第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、新たに令和3年度を初年度とした「河内長野市第6期障がい福祉計画」及び「河内長野市第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

●計画の位置づけと期間

「河内長野市第6期障がい福祉計画及び河内長野市第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、令和5年度までの障がい福祉サービス等に係る見込量等を定めるもので、両計画を一体的に策定するものです。

また、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえ、「河内長野市第5次総合計画」や「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」等福祉分野における各関連計画等との整合・連携を図りながら策定しています。

本計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

計画の期間

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障がい者 長期計画	第3次障がい者長期計画								
障がい 福祉計画	第5期	第6期障がい福祉計画			第7期			第8期	
障がい児 福祉計画	第1期	第2期障がい児福祉計画			第3期			第4期	

●計画の基本的な考え方

本計画は、「河内長野市第3次障がい者長期計画」の福祉サービス施策等についての実施計画的な位置づけであり、障害者基本法の理念を踏まえつつ、「河内長野市第3次障がい者長期計画」と同様の考え方を基本におき、障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関等との協力・連携体制のもと、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念	自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会に
基本方針	①共に生きる社会 ②障がいのある人の権利擁護 ③自立と社会参加

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

●障がいのある人の状況

令和2年3月末現在の各障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者手帳が4,160人、療育手帳が883人、精神障がい者保健福祉手帳が1,027人です。

なお、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあるものの、身体障がい者手帳の所持者数については、減少傾向にあります。

●計画策定に向けたアンケート調査と団体ヒアリングの結果

令和2年7月から令和2年8月にかけて、障がい者手帳所持者1,000名を対象にアンケート調査を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

・介助者の精神的・身体的な疲弊がみられる	・外出時の障がいがある人への理解をして欲しい
・障がいがある人に配慮された職場で働きたい	・日常生活に必要な情報提供が不十分である
・災害時など緊急時の不安意識が高い人が多い	・障がいにより差別を受けた経験が未だに多い など

令和2年8月に障がい者団体（6団体）とのヒアリングを実施しました。主な内容は以下のとおりです。

・会員、障がい者の高齢化が進行している	・グループホーム等の住まいが不足している
・発達障がい児の休日の行き場がない	・避難所に障がいのある人だけの場所の確保
・個人の特性を考慮し相談対応をして欲しい	・就労実習の場の確保等を希望している など

●成果目標の達成状況と課題

(1) 障がい福祉計画の成果目標の達成状況と課題

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設等において重度化が進み、移行困難者が増加しているとともに、地域生活への移行に係る意識や支援体制等から、地域生活への移行者数が少ない状況にあります。引き続き、入所者の状況やニーズ把握に努め、十分な情報共有を行うとともに、関係機関における連携強化が必要な状況にあります。

項目	第5期計画		
	実績値 平成 28 年度	目標値 令和 2 年度	実績 令和元年度時点
地域生活へ移行者数	3人	9人	5人
施設入所者数の削減人数	2人	2人	4人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場は、令和元年度時点で1か所設置して協議を行っており、目標を達成しています。

項目	第5期計画		
	実績値 平成 28 年度	目標値 令和 2 年度	実績 令和元年度時点
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	0か所	機能強化	1か所

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域での生活を支援するため、地域生活支援拠点を、本市は富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村の3市2町1村の圏域で対応しており、目標を達成しています。

今後においても、地域生活支援拠点に必要な機能を検討して、その充実に努めていきます。

項目	第5期計画		
	実績値 平成 28 年度	目標値 令和 2 年度	実績 令和元年度時点
地域生活支援拠点等を整備	0か所	機能強化	圏域で設置:1か所

④ 福祉施設からの一般就労への移行等

就労移行支援事業の利用者数、就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額については、当初計画より少ない状況ですが、一般就労への移行、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、当初計画より多くの方が就労しています。

今後も、ハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図るとともに、就労後の適切な支援が必要です。

項目	第5期計画		
	実績値 平成 28 年度	目標値 令和 2 年度	実績 令和元年度時点
福祉施設から一般就労への移行者数	5人	7人	13人
就労移行支援事業利用者数	31人	37人	22人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	未集計	5割	10割
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	実績無	8割	—
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	16,529円	17,723円	16,488円

(2) 障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

① 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制として、第1期計画において新たに目標が設定されましたが、本市においてはすべての目標を達成しています。

	第1期計画	
	目標値	令和元年度時点実績
児童発達支援センターの設置	機能強化	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	体制の充実	3か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	機能強化	圏域内に1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	機能強化	2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	1か所

第3章 成果目標の設定

国や大阪府が示した考え方に基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

第6期障がい福祉計画の目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国及び大阪府の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活への移行者数：令和元年度末入所者数の6%以上 ●施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
-----------	--

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度
施設入所者数	97人

項目	令和元年度	令和5年度
	実績値	目標値
地域生活移行者数	5人	6人
施設入所者数の削減人数	4人	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国及び大阪府の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：316日以上 ●精神病床における一年以上長期入院患者数：大阪府が設定 ●精神病床における早期退院率 入院後三か月時点 69%以上、入院後六か月時点 86%以上、入院後一年時点 92%以上
-----------	--

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度	令和5年度
	実績値	目標値
精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	—	316日以上
精神病床における1年以上の長期入院患者数	100人	95人

項目	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	—	2人	1人	1人
項目	令和元年度	入院後三か月後	入院後六か月後	入院後一年後
精神病床における早期退院率	—	69%以上	86%以上	92%以上

【関連する活動指標】

項目	令和元年度	令和5年度
	実績値	目標値
保健、医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所
開催回数	12回／年	12回／年
参加人数	120人／年	120人／年
目標設定及び評価の実施回数	1回／年	1回／年
地域移行支援の利用者数(精神障がい者)	1人	2人
地域定着支援の利用者数(精神障がい者)	0人	1人
共同生活援助の利用者数(精神障がい者)	9人	10人
自立生活援助の利用者数(精神障がい者)	0人	1人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

国及び大阪府の方針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、年1回以上運用状況を検証、検討
-----------	--

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度	令和5年度
	実績値	目標値
地域生活支援拠点等の整備	圏域で設置:1か所	圏域で設置:1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	3回／年	3回／年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国及び大阪府の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 (うち移行支援事業：1.3倍 就労A型：1.26倍 就労B型1.23倍) ●就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち7割以上の利用者 ●就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上 ●就労継続支援B型事業所における工賃の平均額：大阪府が設定
-----------	---

【本市の実績と目標値】

項目	令和元年度	令和5年度
	実績値	目標値
一般就労への移行者数	13人	17人
就労移行支援事業	7人	9人
就労継続支援A型	0人	1人
就労継続支援B型	6人	7人
一般就労移行者における就労定着支援利用者割合	未集計	7割以上(13人)
就労定着支援率8割以上の就労定着支援事業所	実績無	7割以上
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	16,488円	19,731円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 ●地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み
-------------------	---

【本市の目標値】

項 目	令和5年度
	目標値
基幹相談支援センターの設置	設置済

【関連する活動指標】

項 目	令和5年度
	目標値
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10回／年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10回／年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回／年

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み
-------------------	--

【本市の目標値・活動指標】

項 目	令和5年度
	目標値
大阪府の実施する研修への市職員の参加人数	5人

(7) 発達障がい者等に対する支援【活動指標のみ】

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の見込み量を定める ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数
-------------------	--

【活動指標のみ】

項 目	令和5年度
	目標値
支援プログラム等の受講者数	10人
ペアレントメンターの人数	2人
ピアサポートの活動への参加人数	10人

第2期障がい児福祉計画の目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国及び 大阪府の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
-------------------	--

項 目	令和元年度	令和5年度
	実績値	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	3か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	圏域内に1か所	圏域内に1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	2か所	2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人

第4章 障がい福祉サービス等の内容と見込み

計画期間中のサービス量については、次のとおり見込みます。

《障がい福祉サービスの1か月あたりサービス量の見込み》

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	5,156	5,140	5,160	5,215	5,322	5,389
重度訪問介護	時間	1,458	1,793	1,850	1,900	1,950	2,000
同行援護	時間	1,339	1,397	1,410	1,420	1,440	1,460
行動援護	時間	478	485	490	500	510	520
重度障がい者包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
短期入所	人日分	269	289	291	294	297	300
生活介護	人日分	4,472	4,734	4,802	4,827	4,962	5,116
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人日分	193	224	253	270	290	310
就労移行支援	人日分	309	263	377	380	390	400
就労継続支援（A型）	人日分	843	842	882	902	922	960
就労継続支援（B型）	人日分	4,239	4,372	4,715	4,760	4,910	5,060
療養介護	人	10	10	10	10	10	10
就労定着支援	人	2	5	8	9	12	13
共同生活援助	人	107	120	125	127	131	136
施設入所支援	人	99	97	99	99	98	97
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
計画相談支援	人	61	64	66	69	73	77
地域移行支援	人	1	1	0	1	1	2
地域定着支援	人	1	1	0	1	1	2

※人日分とは「延べ利用日数」のことです。

《障がい児福祉サービスの1か月あたりサービス量の見込み》

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	481	585	600	610	630	650
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	2,849	3,075	3,520	3,670	3,800	3,920
保育所等訪問支援	回	10	28	30	32	34	35
居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	18	26	30	33	35	37

※人日分とは「延べ利用日数」のことであります。

《地域生活支援事業の年あたり事業量の見込み》

主な事業名	単位	実績		実績見込	見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4	
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	2	2	2	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件	284	237	240	260	270	280
	要約筆記者派遣事業	件	9	10	10	10	10	10
	手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	6	14	無	11	13	15	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	8	5	5	5	5	5
	自立生活支援用具	件	17	19	22	23	23	23
	在宅療養等支援用具	件	21	18	20	20	22	23
	情報・意思疎通支援用具	件	16	20	20	23	23	23
	排せつ管理支援用具	件	1,114	1,408	1,450	1,500	1,600	1,700
	居宅生活動作補助具	件	2	1	2	1	1	1
移動支援事業 (延べ利用時間数)	時間	46,856	44,962	42,900	45,400	46,824	48,756	
地域活動支援センター 事業(実利用者数)	人	16	10	15	20	20	20	

※見込量の件数については、延派遣件数で表しています。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

2. 計画推進体制の充実

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・子育て・就労・生活環境等、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努める等連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体等の協力が必要であり、保健・医療・福祉関係等による連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

河内長野市第6期障がい福祉計画
河内長野市第2期障がい児福祉計画
《概要版》(案)
令和3年3月